

困ったときはここに相談

# 市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 5732336



消費生活センター キャラクター  
ひっかからないカモ

## 電話勧誘販売にご注意を！ 高齢者を狙った送りつけ商法が急増中

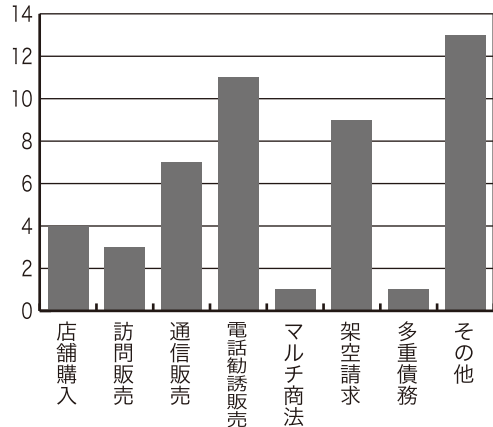
### 平成26年度の相談状況

市消費生活センターの相談件数は、平成26年度は49件で、平成25年度の55件に比べて減少しています。

相談内容別に見ると、電話勧誘販売および架空請求が上位を占めています。

また、昨年度と同様に高齢者を狙った健康食品の送りつけ商法が後を絶ちません。

平成26年度相談件数



### 勧誘手口

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられるという相談が急増しています。

トラブルの中心は高齢者であり、商品は代金引換配達（代引配達）で送付される例が多いです。また、最近では業者が代引配達の契約を配達業者から解除されたためか、商品とともに現金書留封筒や振込用紙を同封して送りつけ、代金を郵送したり、振り込みをするよう消費者に指示する手口も見られます。

### アドバイス

申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、受け取りをきっぱり断りましょう。

商品が届いてしまったら…

①断ったにもかかわらず一方的に送

りつけられた場合、商品の受け取りを拒否しましょう。

②電話で勧誘され承諾してしまった場合、クーリング・オフできます。周りの方へ

高齢者がトラブルにあっているのか、家族や周囲が見守ることが大切です。

困ったことがあれば、すぐに消費生活センターに相談してください。

事実でないことを言われて勧誘をされたり、勧誘時に脅されるなど恐怖を感じるがあれば、警察にも相談しましょう。

(国民生活センター発表資料より抜粋)



市消費生活センターでは、啓発パンフレットを配布しています。必要な方はご連絡ください。

消費者シリーズ

No.190

## 多重債務に陥らないために

問い合わせ

市消費生活センター ☎ 5732336

車のローンが100万円あり、さらにキャッシングやショッピングでクレジットカード会社や消費者金融などに合わせて約300万円のローンがある。夫が仕事を続けることができない状況なので、私のパート収入で生活するしかない。このままでは来月から家賃が支払えなくなってしまう。今後どうすればいいか。

(40代 女性)

### アドバイス

債務整理には、裁判所が関与する自己破産や、裁判所が関与しない任意整理などがあります。自己破産は、債務者が裁判所に申し立て、必需品を除いた全財産を処分して債権者に分配する手続きであり、免責されると残りの借金を支払う義務はなくなります。一方、任意整理は、債務者が債権者と話し合い、個別に支払い方法を取り決めます。

どの方法を選ぶかは、借金の内容と金額、収入・財産、その他の事情などを総合的に判断して決めます。返済に困ったときや、「どこに」「どうやって」相談していいかわからないときは、まずは消費生活センターに相談してください。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報207号」より)